

平成23年1月7日

株式の売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、平成23年1月7日（金）開催の取締役会において、当行普通株式の売出し及び自己株式の処分に関し、別添のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

本件につきましては、本日東京証券取引所においても同時に発表しております。

報道機関からのお問い合わせ先
総合企画部 坂本
電話（048）643－6468



平成 23 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 武蔵野銀行
代表者名 取締役頭取 加藤 喜久雄
(コード番号 8336 東証第一部)
問合せ先 総合企画部長 長堀 和正
(TEL 048-641-6111)

株式の売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、平成 23 年 1 月 7 日開催の取締役会において、当行普通株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 1,800,000 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	名 称	売出株式数
	株式会社三菱東京 U F J 銀行	600,000 株
	三菱 U F J 信託銀行株式会社	100,000 株
	株式会社損害保険ジャパン	400,000 株
	富士火災海上保険株式会社	400,000 株
	日本興亜損害保険株式会社	300,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 1 月 18 日(火)から平成 23 年 1 月 21 日(金)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 引 受 価 額 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。

(5) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額とする。

(6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。

(7) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。

ご注意：この文書は当行株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 加藤喜久雄に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当行普通株式 270,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

(2) 売 出 人 野村証券株式会社

(3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

(4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から 270,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。

(5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。

(6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とする。

(7) 申込株数単位 100株

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 加藤喜久雄に一任する。

3. 自己株式の処分（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

(1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当行普通株式 270,000株

(2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受による売出しにおける引受価額と同一とする。

(3) 割 当 先 野村証券株式会社

(4) 申 込 期 間 平成23年2月21日(月)から平成23年2月25日(金)までの間のいずれかの日。
(申 込 期 日) ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。

(5) 払 込 期 日 平成23年2月22日(火)から平成23年2月28日(月)までの間のいずれかの日。
ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の2営業日後の日とする。

(6) 申込株数単位 100株

(7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。

(8) 払込金額、その他本自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 加藤喜久雄に一任する。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は当行株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは地域の個人投資家を中心とした株主数の増加による当行株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社から270,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、270,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当行は平成23年1月7日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当行普通株式270,000株の自己株式処分（以下「本件自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日を払込期日（以下「本件自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件自己株式処分の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、本件自己株式処分の手取概算額上限623,320,000円については、平成23年3月期中に全額を貸出金に充当する予定であります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社損害保険ジャパン、富士火災海上保険株式会社及び日本興亜損害保険株式会社は野

ご注意：この文書は当行株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、特定株式投資信託の信託財産への売却又は譲渡、積立勘定において行う売却又は譲渡、信託勘定において行う売却又は譲渡、特別勘定において行う売却又は譲渡、担保として保有する当行株式又は担保提供者より差入れられた当行株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当行は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行株式の発行、当行株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当行株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本件自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は当行株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。